

羽咋市縁結び支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市の定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、市内において縁結びを支援する団体等に対し、予算の範囲内において事業の経費の一部を補助金として交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 縁結び支援事業 婚姻及び婚姻後の羽咋市定住を目的に、不特定多数の独身男女に出会いの場の提供を行う事業
- (2) 羽咋市内の施設 観光施設、観光資源、飲食店など羽咋市内に所在する施設
- (3) 団体 羽咋市内に活動の本拠があり、複数の人間で構成される集団
- (4) 個人 羽咋市内に於いて飲食店を経営している事業者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、縁結び支援事業を実施する団体及び個人に限る。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 宗教法人
- (2) 反社会的な団体、個人
- (3) その他市長が適切でないと判断する事業をしようとする団体、個人

(対象経費及び補助割合)

第4条 対象経費は、縁結び支援事業の実施の際に必要な経費（別表1）とする。

2 補助割合は、別表2に定めるものとする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請前の事前行為)

第5条 事業実施団体及び個人は、補助金の申請を行う前に羽咋市の指導を受け事業計画書を作成しなければならない。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定める羽咋市補助金交付申請書（様式第1号）を事業実施前に市長へ提出しなければならない。

2 市長は第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認められるときは、規則に定める補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、交付決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則に定める承認申請書を提出しなければならない。

(事業報告等)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則に定める実績報告書及び事業実施報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、参加者名簿（様式第3号）、領収書の写し、写真を添付するもの

とする。

- 3 市長は、実績報告書の書類を審査及び調査し、適正であると認めたときは、規則に定める補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 市長は、前条の規定による補助金の確定通知後、補助金請求書による申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全額又は一部を変換させることができる。

- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

団 体	個 人
１．補助経費対象	
縁結び支援事業に伴う下記の経費 （１）会場、車両等借上料 （２）施設等入場料 （３）司会者等報酬 （４）広告宣伝費 （５）市内の施設で実施するイベント代の チケット代金 （６）男性会費と女性会費の差額 （７）飲食費 （８）通信費 （９）消耗品費 （１０）企画経費 （１１）その他市長が必要と認める経費	縁結び支援事業に伴う下記の経費 （１）司会者等報酬 （２）広告宣伝費 （３）イベント代のチケット代金 （４）男性会費と女性会費の差額 （５）飲食費 （６）通信費 （７）消耗品費 （８）企画経費 （９）その他市長が必要と認める経費
２．補助割合	
補助の額については、経費の８０％または１００，０００円のうち、低い金額とする。 ただし、補助金の上限は１００，０００円とする。	